

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 7
No.549

就 業 体 験

[令和元年10月15日(火)～10月18日(金)]

宮崎県立都城工業高等学校
建設システム科 2年生 38人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年7月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和2年度第1回常務理事会を開催	3
2. 令和2年度第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 足立敏之参議院議員と九州各県建設業協会との意見交換会を開催	7
4. 宮崎県建設産業団体連合会令和2年度通常総会を開催	7
5. 宮崎県建設業協会青年部連合会令和2年度通常総会を開催	8
6. 令和2年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	9
7. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	10
8. 令和2年度テレビCM放送のご案内	11
9. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	12
●雇用改善コーナー	
1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	13
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	14
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	16
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	17
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	18
●技士会	
1. 令和2・3年度新役員報告	19
2. 「監理技術者講習」のお知らせ	20
3. 令和2年度中間検査改正に関するアンケート調査の実施について	20
●建退共	
1. 共済証紙購入の考え方	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）	21
●建災防	
1. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について	22
2. 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントについて	23
3. 「移動式クレーン過負荷防止装置」「フルハーネス型墜落制止用器具」への改修・買換経費の一部補助について	24
●火災協会	
令和元年度産業火災類の消費中事故原因について	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	27
2. 中間前払金制度のご案内	28
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

令和2年7月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	水			
2	木		フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(延岡)	
3	金		ローラーの運転の業務に係る特別教育(延岡 4日まで)	
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	県建設業者研修会(西都・高鍋)	足場の組立て等作業主任者技能講習(清武 8日まで)	
8	水	第1回国土交通委員会		
9	木	第1回農業土木委員会	車両系建設機械(解体用)運転技能講習(清武)	
10	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(清武 11日まで)	
11	土			
12	日			
13	月	建産連 事務局長会議		
14	火	県建設業者研修会(小林)	職長・安全衛生責任者教育(延岡 15日まで)	
15	水			
16	木	県建設業者研修会(日向)	足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武) 建退共支部事務担当者意見交換会(WEB会議)	
17	金	第1回建築委員会 県建設業者研修会(西臼杵)	高所作業車運転技能講習(清武 18日まで)	
18	土	大淀川クリーンアップ		
19	日			
20	月	二級土木施工管理講習会(22日まで)		
21	火	県建設業者研修会(宮崎・高岡)	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(清武 22日まで)	
22	水			
23	木	海の日	海の日	海の日
24	金	スポーツの日	スポーツの日	スポーツの日
25	土			
26	日			
27	月	県協会 国土交通委員会と宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会 監理技術者講習(宮崎)		
28	火	県協会 常務理事会及び県との意見交換会 県建設業者研修会(都城)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(延岡 30日まで)	
29	水	二級土木施工管理講習会(31日まで)		
30	木			
31	金	県建設業者研修会(日南・串間)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 1日まで)	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

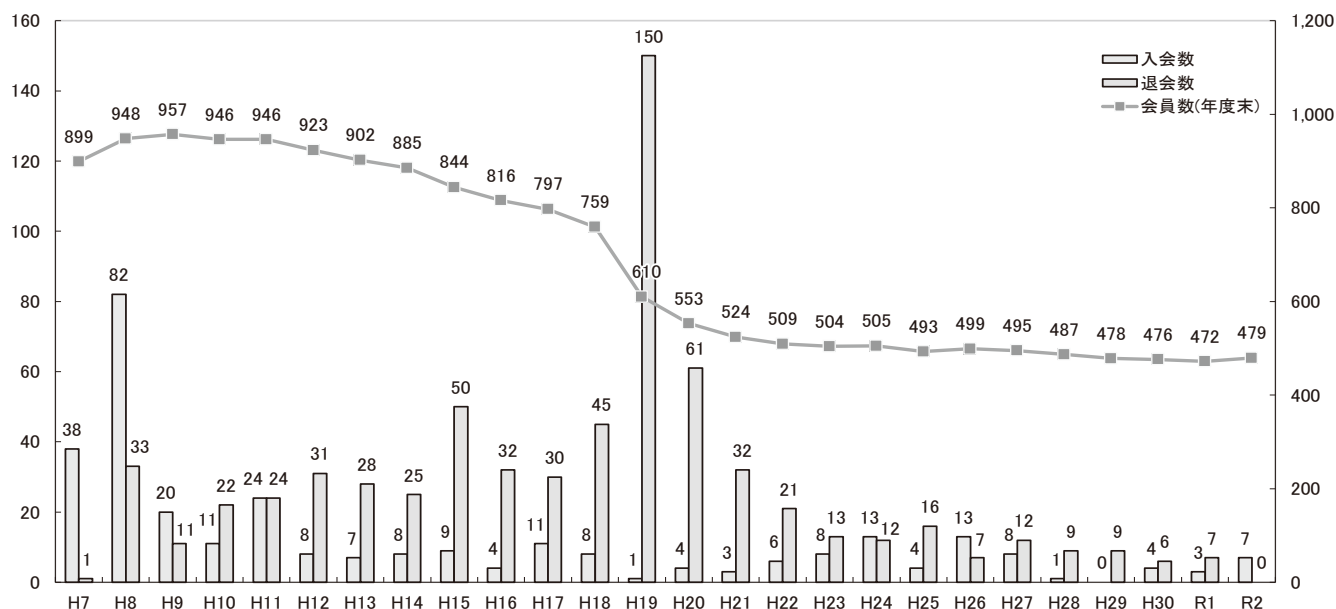
項 目	所 管	形 式
2020.6.22付 協会のご案内の組織図、情報公開を更新しました。	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	令 和 建 設 (有)	代 表 者	杉村 義秀	杉村 秀之
		所 在 地	〒885-0042 都城市 上長飯町2410番地1	〒885-0042 都城市 上長飯町93-3
東 諸	溝 口 建 設 (株)	代 表 者	溝口 正敏	溝口 雅之

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	7
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は6.29現在

宮崎県建設業協会

1. 令和2年度第1回常務理事会議事録

令和2年4月20日（月）12時50分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、樫村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり甲斐副会長が「世界的に新型コロナウイルスが流行している。4、5月は例年多くの行事が開催されるが、見通しが立たない状況である。後ほど議題にもあがるが、本会の理事会や総会の対応についても協議していただきたい。常務理事会や県との意見交換会は、お互いの状況や対応を確認するために必要だと考えている。今後も新型コロナウイルスに十分注意しながら開催したい。本日も様々な議題がある。よろしく願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 新規会員入会申し込みについて

樫村事務局長が資料1に基づき、都城地区の土木格付けAクラスの4社、Bクラス3社の入会申し込みがあったことを報告し、承認された。

議題2 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題3 令和元年度事業報告・決算報告（監査報告）について

樫村事務局長が資料3～5に基づき、令和元年度の会議開催状況等の事業報告、決算・監査報告の結果について報告を行った。（会員数472社 令和元年度末）

議題4 令和2年度決算理事会等について

大谷課長が資料6に基づき、5月12日開催予定の令和2年度決算理事会の対応や九州各県の開催状況について報告し、新型コロナウイルス対策の為に規模を縮小することが決定された。



第1回常務理事会

議題5 令和2年度通常総会について

大谷課長が資料7に基づき、5月26日開催予定の令和2年度通常総会の対応について報告し、承認された。

議題6 令和2年度・3年度期宮崎県建設業協会役員の選出について

大谷課長が資料8に基づき、令和2年度・3年度期宮崎県建設業協会役員の選出を依頼した。

議題7 その他

（1）令和2年度人材確保に係る県の委託事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、令和2年度の若年入職者と外国人材の確保支援事業の案内及び条件等について報告した。令和2年5月1日より受付開始。

（2）（一財）国民政治協会への寄付について

樫村事務局長が参考2に基づき、（一財）国民政治協会への対応について報告し、承認された。

（3）その他

野崎議員の県政報告「ひなた通信」の配布を行った。「三つの密」回避のための取組について情報提供を行った。

首里城焼失による沖縄県への寄付について協議した。

議題 8 協会行事等について

檜村事務局長が参考 3 に基づき、5 月～7 月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和2年度第1回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年4月20日(月)午後4時、宮崎県建設会館5階会議室において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

明利部長

西田次長(道路・河川・港湾担当)

管 理 課：斎藤課長、赤江課長補佐、
宗像主幹

技術企画課：境課長、中原課長補佐

◇公共三部共管

工事検査課：杉本課長

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：甲斐・小野・藤元副会長

河野(義)・河野(与)・河野(孝)・

本部・長友・津房・興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事、

檜村常務理事兼事務局長、

大谷総務課長、

菊池土木農林課長、

早瀬技士会局長、

山尾業務係長、

有馬コーディネーター

【甲斐副会長挨拶】

本日の意見交換会は、県の方が新体制となっている。大変忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。昨年は、当初予算に加えて大型な補正予算を

立てていただき、今年も継続して仕事ができる。また、補助事業・交付金の県事業への配分が、全国平均伸び率(0.98倍)を上回る1.01倍となっている。併せてお礼申し上げる。

今後、感染拡大が心配される新型コロナウイルスについては、県の指導に従い対策を行っていきたいと考えている。本日もよろしく願いたい。

【明利部長挨拶】

宮崎県建設業協会の皆様には、日頃からインフラ整備や災害対応を含めた県土整備行政全般に渡り理解、協力に厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に伴う、緊急事態宣言が全都道府県で発令され、本県でも現在17件の感染が報告がされている。一層警戒を強める必要がある。一方で感染拡大の防止に努めながらも、地域経済を回すためには、地産地消による応援消費も重要だと考えている。

4月7日に昨年度の補正予算も含めた約108兆円の緊急経済対策が発表された。我々としては、工事現場での感染予防対策や一時休止措置など適切に対応したい。昨年度を振り返ると、都城～志布志道路の一部や国富スマートインターチェンジの開通、蘇陽～五ヶ瀬東間の新規事業化等があり、インフラの整備が着実に進展している。

先日成立した本年度の当初予算では、本県への配布が昨年度並みの902億円となった。県土整備部の予算執行にあたっては、契約目標を令和元年度補正予算は上半期で9割以上、令和2年度当初

予算については、発注の平準化を念頭におき6月末までに25%程度、上半期で5割程度に設定している。国においては、新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策として早期執行を図る動きもあるため、国の動向にも注意しながら適切な執行に努める。また、出水期に入ると災害対応等を依頼することが増えると思うが、所管の土木事務所としっかり連携を取って協力をお願いしたい。

最後に、建設産業については、防災や減災、インフラの老朽化対策など県民の安全、安心を支える重要な産業である。一方、最近では建設技術者の高齢化や若年入職者の減少に伴い、将来を支える担い手の確保育成が喫緊の課題となっている。県として、引き続き社会基盤の着実な整備を進めると共に、地域に貢献する優良企業として、健全な労働の為の環境づくりなど、建設産業の発展に向けた活動の推進に取り組んでいきたい。今後とも皆さんの支援と協力を賜るようお願い申し上げる。よろしくお願いしたい。



第1回意見交換会

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

令和2年度の国の内示状況について

●国交省予算として、令和2年度当初予算は平成31年度比0.99倍となる約6兆円が確保された。本県への配分は、直轄事業で約252億円、補助事業・交付金で約650億円であり、平成31年度比0.97倍で合計902億円。

《管理課・技術企画課》

社会保険未加入対策に係る約款改正等について

●社会保険未加入対策として以下の改正を行う。
①約款に違反した場合のペナルティについては「入札参加資格停止に関する要領」の「契約に違反した場合」に該当するため、入札参加資格停止（1か月～6か月）とする。②入札参加資格停止となった場合は、工事成績点の減点措置を適用する。

《技術企画課》

令和2年度 総合評価落札方式に関する地域説明会の中止について

●例年、4月中旬に各土木事務所で開催している説明会について、新型コロナウイルス蔓延防止のため中止する。説明会で配布している説明資料はホームページ（宮崎県公共事業情報サービス）に掲載する。

工事書類の簡素化について

●発注者の監督及び検査並びに受注者の施工管理等の合理化を図ることを目的とした工事書類簡素化要領を改正した。また、「工事書類簡素化ガイドライン」を新たに策定し、令和2年4月から適用。主な内容は、工事写真（使用材料写真）・材料確認書及び段階確認書等について。

《管理課》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた入札・契約事務について

●県内で感染者の発生が続いている状況を踏まえ、工事及び業務の入札契約事務について、「持参」によるとしている入札参加資格確認資料および契約書について、当面の間、「郵送（配達記録が確認できるもの）」による提出を推奨する。また、総合評価落札方式における「技術申請書」についても、郵送を推奨する。

◆意見交換会

（1）社会保険未加入対策に係る約款改正等について

協会→1次下請けまでの加入を求めるとあるが、社会保険加入への加入義務があるのは何人以上の業者か教えて欲しい。

県→社会保険は健康保険、厚生年金保険、雇用

宮建協

保険の3つであり、今回の改正では全てに加入する必要がある。詳細としては、健康保険と厚生年金保険は法人の場合は全て加入義務がある。個人事業所の場合は常用労働者が5名以上の場合に加入義務がある。

協会→常用労働者が4名の個人事業所がアルバイトを雇って5名となった場合はどうなるか。

県→詳細な状況にもよるが、経審を受けている1次事業所の場合は経営事項審査の結果で確認をする。加入義務の具体的な話については、保険事務所等に問い合わせをしていただきたい。

(2) 技術者・作業員等の本県と他県の往来自粛について

協会→県境となっている地区もあるが、この往来自粛に伴う休業等は発生しているのか。

県→現状ではその様な情報や相談は入っていない。ただし、他県から来る技能者や作業員による感染拡大の懸念事案がある場合は、発注機関と協議を行って欲しい。状況によっては工事中止や延期等の措置は可能である。

(3) 総合評価における自己採点方式の試行について (電子契約について)

協会→6月から自己採点方式が試行されるが、新型コロナウイルスの拡大防止等の流れがある中で、メールにて受付等の対応は考えているのか。また、電子契約についてはどうか。

県→電子契約については、現段階ではまだ検討していない。自己採点方式の書類の提出方法(メールでの送付)については現状では考えていなかったが、コロナウイルス拡大防止を考えて検討を進める。

協会→電子契約も含めて検討して欲しい。

(4) 工事書類の簡素化について

協会→工事書類簡素化要領は令和2年4月から適用となっているが、3月に受注した分も適用になるのか。

県→4月1日以降に締結する契約から適用となる。(※県より継続中の工事契約についても原則適用する旨の報告があった。)

(5) 本課執行額8千万円の引き上げについて(提案)

協会→以前の意見交換会で受注者側だけでなく、発注者側の業務量も減らすことのできる対策を依頼した。我々の業界では若手の離職が多いことが問題となっており、県職員の離職も多いと聞いている。その要因の1つとして、単価や経費の上昇に伴う工事の大規模化により土木事務所で発注できない工事となり、その書類負担が大きいと聞いている。そのため、本課執行額8千万円を引き上げてはどうか提案する。負担が減れば担当者の現場立ち合い等の機会も増え、受注者側の書類簡素化にも繋がると考えている。

(6) 担当技術者について

協会→総合評価落札方式では、若手技術者育成の取組として若手技術者を現場代理人に配置した際に評価することになっている。しかし、現状として若手技術者を現場代理人に配置してもスキル不足等で業務の全てを行う事ができず、監理技術者・主任技術者が一緒になって業務を行う必要がある。そのため、監理技術者・主任技術者への負担が大きくなり、補佐が別に必要となる。また、若手技術者のプレッシャーが大きくなり、モチベーションの低下につながっている。そこで、若手技術者の配置を評価するのであれば、現場代理人と指定せずに、国の工事と同様に担当技術者の配置で評価するように変更していただきたい。

県→担当技術者について県では、まだ定義が決定していない状況である。一方で担い手確保の観点や国では担当技術者を積極的に導入している流れもあるため、県でも検討を始める。開始時期については現段階では決められないが、なるべくスピード感をもって行っていきたい。

3. 足立敏之参議院議員と九州各県建設業協会との意見交換会を開催

5月29日に参議院議員の足立敏之先生と九州各県建設業協会長との意見交換会がZOOMを使用したWEB会議形式で開催された。意見交換会では、新型コロナウイルス感染症の各県の影響確認や緊急対応策、建設産業の今後や現状、課題についての議論が行われた。



4. 宮崎県建設産業団体連合会令和2年度通常総会開催される

宮崎県建設産業団体連合会（会長 山崎 司）の令和2年度第39回通常総会は、去る6月18日（木）午後1時30分より、宮崎県建設会館において、35団体の内29団体（正会員22、特別会員1、賛助会員6）の出席により開催され、次の3議案について審議が諮られた。

- 第1号議案 令和元年度事業報告書及び収支決算書、剰余金処分（案）について
- 第2号議案 令和2年度事業計画（案）、収支予算（案）、会費徴収並びに入会金について
- 第3号議案 任期満了に伴う役員の選任（案）について

以上3議案が審議され、いずれも原案どおり承認可決された。

また、小野新会長より、建産連として情報を共有するため、定期的に代表者会議や事務局会議を開催し、各団体との連携を強化したい。県や市町村に対して意見交換会も積極的に開催したいと挨拶された。

なお、本年は第3号議案のとおり役員改選が行われ、下記のとおり選任された。



小野新会長挨拶

令和2・3年度宮崎県建設産業団体連合会新役員名簿

役 職 名	団 体 名	代表者役職名
会 長	一般社団法人宮崎県建設業協会	副 会 長 小野 耕嗣
副 会 長	宮崎県管工事協同組合連合会	理 事 長 古澤 雄二
〃	一般社団法人宮崎県建築士事務所協会	会 長 福澤 幸雄
〃	一般社団法人宮崎県測量設計業協会	会 長 西田 靖
専務理事	一般社団法人宮崎県建設業協会	専務理事 坂元 政嗣
監 事	一般社団法人日本塗装工業会宮崎県支部	支 部 長 朽木 充嗣
〃	宮崎県建設機械器具リース業協会	会 長 後藤 健治

5. 宮崎県建設業協会青年部連合会令和2年度通常総会を開催

宮崎県建設業協会青年部連合会は、令和2年度通常総会を6月12日（金）建設会館5階「会議室」において、11支部協会青年部の新旧部長20名出席のもと開催した。

児玉部会長の議事進行のもと、次の3議案について審議が諮られた。

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算並びに剰余金処分（案）について

第2号議案 令和2年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 任期満了に伴う役員を選任（案）について

3議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は下記のとおりである。



児玉部会長挨拶



通常総会



新正・副部会長
(左から湯川、川口、河野：敬称省略)

令和2・3年度 宮崎県建設業協会青年部連合会 役員名簿

令和2年6月12日

役員種別	地 区	氏 名	商号又は名称
部 会 長	宮 崎	川 口 隆 二	(株) 川 口 技 建
副部会長	串 間	河 野 義 範	松 浦 建 設 (株)
〃	延 岡	湯 川 守 人	湯 川 建 設 (株)
常任理事	都 城	川 本 裕 之	(株) 川 本 組
〃	東 諸	海 老 原 巧	(有) 海 老 原 建 設
〃	西 都	荒 川 清 志	(株) 荒 川 建 設
〃	高 鍋	河 野 幸 治	(株) 河 北
〃	日 向	相 生 泰 孝	(株) 相 生 組
〃	高千穂	興 梶 裕 昭	(株) 興 梶 建 設
監 事	日 南	浜 田 雄 一 郎	浜 田 建 設 (株)
〃	小 林	川 野 孔 聖	八 重 尾 産 業 (有)
相 談 役	宮 崎	児 玉 昌 也	(有) 児 玉 工 業
常任理事 相談役 計 12 名			
理 事	宮 崎	金 丸 誠 悟	(株) 新 和 産 業
〃	日 南	川 崎 秀 一	(株) 川 鉄 建 設
〃	〃	河 野 直 太 郎	(株) 河 野 組
〃	串 間	高 橋 敏	(株) 高 橋 工 務 店
〃	〃	野 辺 俊 就	野 辺 建 設 (株)
〃	都 城	木 脇 伸 博	(株) 博 栄 建 設
〃	〃	上 村 一	(株) 上 村 開 発

役員種別	地 区	氏 名	商号又は名称
理 事	小 林	吉 元 直 樹	(株) 吉 元 組
〃	〃	竹 下 裕 二	(有) 竹 下 建 設
〃	〃	永 崎 康 仁	(有) 永 崎 建 設
〃	東 諸	藤 元 勇 貴	(株) 藤 元 建 設
〃	西 都	中 野 拓 哉	(有) 中 野
〃	〃	椎 葉 慧 詩	(株) 川 上 建 設
〃	高 鍋	横 田 晋 作	(株) ビ ズ
〃	〃	小 田 洋 史	(株) 天 井 丸 建 設
〃	〃	黒 木 洋 史	川 南 工 業 (株)
〃	日 向	岩 本 倫 尚	(有) 七 組
〃	〃	松 澤 芙 美	(株) 松 澤 組
〃	〃	甲 斐 宣 人	(株) 太 伯 建 設
〃	延岡	浅 野 孝 典	(株) 山 崎 産 業
〃	〃	木 村 彰 裕	木 村 産 業 (株)
〃	高千穂	佐 藤 清 崇	甲 斐 土 木 造 園 (株)
〃	〃	工 藤 崇 一 朗	(株) 工 藤 工 務 店
理 事 計 23 名			
常任理事：各地区青年部 部 長			
理 事：各地区青年部 副部長			
相 談 役：青年部連合会 前部会長			

6. 令和2年度宮崎県委託事業

「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

1. 事業目的

将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、現場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。

2. 対象者

失業中の 40 歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の 13 人（先着順）

※応募申請前に雇用された者は除く

3. 補助対象経費

- (1) 雇用した研修生の人件費
 - (2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）雇用保険料等
 - (3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費
- ※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む

4. 助成額

- (1) 助成率：対象経費の 1 / 2 以内
- (2) 助成額：最長 5 か月、上限 65 万円

5. 申請できる事業所

- (1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること
- (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等

6. 委託料を受給するには

研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う

7. 受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から随時
（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：雇用目標または事業予算に到達した時点で終了します。

8. 応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。
※実施要領の内容をご覧くださいうえで、応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会

TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

7. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限ります。**

1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能 1 号・2 号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで

（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

◎消費税・地方消費税は対象外。

◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限る。

**事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。**

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

8. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜 17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜 18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

9. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県の施設を、令和3年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。応募資格は、県内に事業所などを有する、又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。

詳しくは、県ホームページを御覧ください。

指定管理者を募集する施設

施設名	問合せ先	電話番号
宮崎県男女共同参画センター	生活・協働・男女参画課	0985(26)7040
県立芸術劇場	みやざき文化振興課	0985(26)7117
宮崎県東京学生寮	財産総合管理課	0985(26)7290
宮崎県福祉総合センター	福祉保健課	0985(26)7075
県立母子・父子福祉センター		
県立視覚障害者センター	障がい福祉課	0985(32)4468
県立聴覚障害者センター		
宮崎県林業技術センター (研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	森林経営課	0985(26)7154
宮崎県川南遊学の森	環境森林課 みやざきの森林づくり推進室	0985(26)7153
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森		
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森		
県営国民宿舎えびの高原荘	観光推進課	0985(26)7104
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		
県営国民宿舎高千穂荘		
県立農業大学校（農業総合研修センター）	農業経営支援課 農業担い手対策室	0985(26)7124
宮崎県農業科学公園		
県立青島亜熱帯植物園	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室	0985(26)7193
宮崎県総合運動公園（有料公園施設を除く）		
県立平和台公園		
宮崎県総合文化公園		
特別史跡公園西都原古墳群		

【県ホームページ】 <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gyoseikeiei/kense/gyose/index.html>

※ トップページ ⇒ 県政情報 ⇒ 行政運営 ⇒ 指定管理者制度カテゴリの「宮崎県の公の施設への指定管理者制度の導入について」から、募集情報を御覧ください。

【募集期間】 令和2年7月上旬～令和2年9月上旬

※ 施設により、募集期間が異なります。詳しくは県ホームページで御確認ください。

【指定管理者制度全般についての問合せ先】 宮崎県 人事課行政改革推進室 電話 0985-32-4473

雇用改善コーナー

1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

雇用改善

2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。）、
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。
- したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- （※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとする。
- ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
 - （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行ううものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！**(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可**4 サポート・メンテナンス！**(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！**(提携会社)**7 3Dデータ作成！**(提携会社)**8 CADデータ作成！**(提携会社)

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 令和2・3年度新役員報告

宮崎県土木施工管理技士会役員

役員種別	支 部	氏 名	商号又は名称
会 長	小 林	河 野 与 一	(有) 河 野 産 業
副会長	宮 崎	本 部 喜 好	(株) 川 正 建 設
副会長	延 岡	木 村 健 一	(株) 木 村 産 業
理 事	日 南	小 野 耕 嗣	(株) 小 野 建 設
〃	串 間	河 野 義 也	(株) 松 浦 建 設
〃	都 城	長 友 俊 美	(株) 丸 昭 建 設
〃	東 諸	藤 元 建 二	(株) 藤 元 建 設
〃	西 都	池 田 博	(株) 伊 達 組
〃	高 鍋	津 房 正 寛	(株) 津 房 産 業
〃	日 向	黒 木 繁 人	(株) 旭 建 設
〃	高千穂	興 梶 俊 茂	(株) 興 梶 建 設
〃	県協会	坂 元 政 嗣	(一社)宮崎県建設業協会
監 事 計 12 名			
代議員	宮 崎	坂 口 睦 男	(株) 坂 口 組
〃	〃	西 條 隆 雄	(株) 西 條 組
〃	〃	児 玉 清 和	(株) 旭 洋 建 設
〃	〃	川 浦 幸 治	(株) 龍 南 建 設
〃	〃	田 村 和 也	(有) 相 生 建 設
〃	〃	春 山 義 正	(株) 春 山 建 設 工 業
〃	〃	宇 治 橋 信 雄	(有) 宇 治 橋 建 設
〃	日 南	柳 橋 恒 久	(株) 富 岡 建 設
〃	〃	河 野 直 継	(株) 河 野 組
〃	〃	門 川 好 秀	(株) 日 南 建 設
〃	串 間	吉 田 一 徳	(有) 吉 田 建 設
〃	串 間	畑 山 典 秀	(株) 畑 山 建 設
〃	都 城	徳 留 良 一	(株) は や ま 建 設
〃	〃	河 野 一 治	(株) 丸 宮 建 設
〃	〃	藤 川 正 守	(株) 南 星 建 設
〃	〃	谷 村 一 成	(株) 大 成 工 務 店

役員種別	支 部	氏 名	商号又は名称
代議員	小 林	松 岡 重 孝	(株) 坂 口 建 設
〃	〃	竹 下 清 人	(有) 竹 下 建 設
〃	〃	小 園 俊 志	(株) 小 園 建 設 興 業
〃	東 諸	許 斐 泰 将	(株) 許 斐 建 設
〃	〃	中 馬 洋 一	(株) 中 馬 建 設
〃	〃	山 崎 透	(株) 日 栄 建 設
〃	西 都	河 野 孝 文	(株) 河 野 建 設
〃	〃	阿 萬 憲 二	(株) 阿 萬 建 設
〃	高 鍋	井 尻 雄 樹	(株) 川 南 工 業
〃	〃	勢 井 政 俊	(株) 尾 鈴 建 設
〃	日 向	長 谷 川 明 正	(株) 長 谷 川 組
〃	〃	菊 池 隆 一	(株) 太 伯 建 設
〃	〃	黒 木 俊 光	(株) 光 技 術 開 発
〃	〃	高 山 修	(有) 高 山 産 業 開 発
〃	〃	尾 前 和 博	(株) 尾 前 建 設
〃	〃	岩 田 進 一	(株) 南 郷 開 発
〃	延 岡	盛 武 一 則	(株) 盛 武 組
〃	〃	河 野 孝 夫	(株) 日 新 興 業
〃	〃	森 龍 彦	(株) 上 田 工 業
〃	〃	湯 川 鶴 三	(株) 湯 川 建 設
〃	〃	野 脇 雅 秀	(有) 野 脇 建 設
〃	〃	田 邊 博 貴	(株) 田 邊 建 設 工 業
〃	高千穂	工 藤 勝 利	(株) 工 藤 興 業
〃	〃	木 田 壮 一 郎	(株) 木 田 建 設
代 議 員 計 38 名			
監 事	宮 崎	田 村 和 也	(有) 相 生 建 設
〃	都 城	藤 川 正 守	(株) 南 星 建 設
監 事 計 2 名			

技術委員会

役員種別	支部名	氏 名	商号又は名称	摘 要
委 員 長	延 岡	松 田 一 之	(株) 盛 武 組	
副 委 員 長	日 南	肥 川 伸 一 郎	(株) 富 岡 建 設	
副 委 員 長	日 向	甲 斐 秀 樹	(株) 甲 斐 建 設	
委 員	宮 崎	池 田 清 繁	(株) 川 正 建 設	
〃	〃	坂 口 浩	(株) 坂 口 組	
〃	〃	山 田 達 矢	(株) 西 條 組	
〃	串 間	時 任 猛	(有) 時 任 工 業	
〃	都 城	田 中 厳 太 郎	(株) 徳 満 建 設	
〃	〃	福 留 隼 人	(株) 丸 昭 建 設	
〃	小 林	川 野 良 二	(有) 八 重 尾 産 業	
〃	東 諸	山 元 博 樹	(株) 隆 盛 建 設	
〃	西 都	河 野 孝 文	(株) 河 野 建 設	
〃	高 鍋	大 山 芳 史	(株) 増 田 工 務 店	
〃	日 向	奈 須 健 時	(株) 三 矢 建 設	
〃	延 岡	柳 田 光 徳	(株) 山 崎 産 業	
〃	高千穂	竹 尾 英 樹	(株) 竹 尾 組	
〃	事務局	早 瀬 満	宮崎県土木施工管理技士会	
計 17 名				

2. 「監理技術者講習」のお知らせ

県北の会員の方必見！ 今年度延岡会場を新設

講習の有効期間は講習修了日から5か年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
令和2年 9月24日（木）	都城建設会館
令和2年 10月 8日（木）	延岡建設会館
令和2年 11月 6日（金）	宮崎県建設会館

※受講申込みは、講習実施日にかかわらず、随時受け付けます。

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

3. 令和2年度中間検査改正に関するアンケート調査の実施について

宮崎県工事検査課から、平成31年度中間検査改正の状況を把握するため、アンケート調査への協力依頼が来ております。

対象は下記のとおりですが、**アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会**で行っておりますので、ご協力をお願い致します。

1. アンケートの対象

- ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の工事
- ・当初設計金額1千万円以上の完成検査を受検した工事

2. アンケート調査票（エクセル形式）の配布

宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。

3. アンケート調査票の収集

宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール送信してください。

【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】 m-gishi@m-gishi.jp

4. 提出期限（目安）

完成検査受験後、概ね2週間以内を目安に、宮崎県土木施工管理技士会へメールで提出してください。

建退共

1. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、**民間工事を受注したときも購入してください。**
- ◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。
- ※「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。
- ※人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- ※対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- ※100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。
- ※民間工事は1日1枚となります。

【購入率】

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の 土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・ 同設備	非住宅・ 同設備	屋外の 電気等	機械器具 設 備
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》

- 工事種別：その他の土木（一般的な土木工事）
- 工事契約額：972万円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：100%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$9,720,000円 \times \frac{4.1}{1,000} \times \frac{100}{70} = 56,931円$$
（上記の表）（加入率）

$$56,931円 \div 310円 = 183.6 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310円の証紙を184枚購入$$

《例2》

- 工事種別：住宅・同設備（公営住宅、マンション等）
- 工事契約額：86万4千円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：70%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$864,000円 \times \frac{4.8}{1,000} \times \frac{70}{70} = 4,147円$$
（上記の表）（加入率）

$$4,147円 \div 310円 = 13.3 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310円の証紙を14枚$$

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（4月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,606	30,626	前月分までの累計	466,750	52,539	33,028,961,521	前月分 107,739
加 入	9	163	当月分	962	122	117,846,132	
脱 退	1	125	総 累 計	467,712	52,661	33,146,807,653	当 年 度 計 累 864,935
当月末計	2,614	30,664	(当年度累計)	962	122	117,846,132	

建災防

1. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について

令和2年8月1日～9月10日

建災防では、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害を減少させるため、災害発生件数が多くなる夏季に重点期間を設定し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施します。

会員事業場におかれましても、墜落・転落災害を防止するため、次の基本的事項の確実な実施をお願いします。

- ・作業床・手すり等の確実な設置
- ・安全帯の使用の徹底
- ・作業開始前の足場の点検の実施
- ・足場の組立て等に従事する作業者に対する特別教育の実施



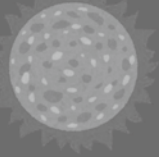
◎足場の組立等作業主任者技能講習

開催日	開催場所
令和2年 9月1日(火)～2日(水)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和2年 12月8日(火)～9日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

◎足場の組立て等の従事者に係る特別教育

開催日	開催場所
令和2年 7月16日(木)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)
令和2年 8月20日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和2年 10月20日(火)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

2. 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントについて



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

2 適宜マスクをはずしましょう



距離を十分にとる

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建災防

3. 「移動式クレーン過負荷防止装置」「フルハーネス型墜落制止用器具」への改修・買換経費の一部補助について

申請しやすくなりました!

令和2年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業
〔フルハーネス型安全帯・積載形トラッククレーン過負荷防止装置〕
買換・改修の補助金
今年度最後の公募

第2回 補助金Web申請受付

期間：7月1日～9月20日(予定)

「建設業労働災害防止協会」(建災防)では、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の買換・改修経費に補助金を交付します。
 交付決定要件等の詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・中小企業基本法の中小企業者に該当する法人及び個人
- ・労災保険特別加入の個人事業者

フルハーネス型墜落制止用器具

▶ 補助対象経費
 ・構造規格に適合する「フルハーネス型安全帯」への買換

▶ 補助金交付額
 ・1本当たりの上限：12,500円(補助対象経費上限25,000円の1/2)
 ・同一申請者の合計上限：625,000円

▶ 申請方法

中小企業
個人事業者

Web申請日から14日以内に申請書類送付
 申請金額20万円を
下回る場合

登録支援小売店
(建災防本部ホームページ掲載)

Web申請日から
14日以内に申請書類送付

建災防

積載形トラッククレーン過負荷防止装置

▶ 補助対象経費
 ・構造規格に適合する「積載形トラッククレーンの過負荷防止装置」
 (つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換

▶ 補助金交付額
 ・1機当たりの上限：100,000円(補助対象経費上限200,000円の1/2)
 ・同一申請者の合計上限：300,000円


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター TEL.03-6275-1085
詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください!! ▶ <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

火薬協会

令和元年度産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会令和元年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

(1) 事故の概要

	事故の概要	推定原因・調査員の意見
1	トンネル（2期線）の新設工事において、2期線側と1期線（供用中）の間の避難連絡坑を2期線側より発破を行った際、弱層部の一部が開口（貫通）し、1期線側の安全帯に小石数個が飛散した。	①貫通発破に当たっては、施工面（切羽）の目視確認は行ったものの、地層診断等はなされておらず、残り地山の亀裂や弱層部（岩質が凝灰角礫岩）の異常に気づかなかった。 ②発破作業自体は、安全を優先し発破計画よりも少ない装薬量（20kgから19.2kg）、且つせん孔長も縮小（1.3mから1.1m）する等、災害発生防止に対する配慮がなされているが、結果論として供用中トンネル側に貫通させるための防護シート及び防護用扉で充分だと過信することなく、防護用としての強化、あるいは新たな防護扉の設置、発破時の一時的な時間帯交通規制を取るなどの対策が望まれる。
2	発破を行ったところ飛石が発生。1個が点火地点（発破箇所）のほぼ正面の60m地点）まで飛散し、被災者（点火者）の左足首に当たり骨折した。さらに、重機方向にも飛石が発生し、重機を切羽に対して垂直に向けていたことから、退避していた補助者の耳部に破片が接触した。（負傷に至らず）	発破諸元より、装薬量、装薬長、残孔長の関係及び発破係数には問題ないと思われるが、飛石が2個発生しており、これは鉄砲現象による飛石だと考えられる。穿孔及び装薬を保安責任者が施工しているので、装薬量の過不足及び込め物長の過不足等が原因とは考えにくい。おそらく切羽に亀裂や脆弱層があり、飛石が発生したと想定される。なお、点火場所及び退避場所も発火箇所より60mと至近距離であり、飛石を目視しようと側面で点火したことも被災した大きな要因である。
3	碎石の為に発破を実施したところ、飛石が約220m先の民家前まで飛び、駐車場の車両に当たった。	退避不適切による事故である。点火距離も発破箇所から60m程と至近であり、正面又は側面位置からの点火ではなく、上段のベンチか、長い点火距離を確保すべきであった。移動式の点火ボックスの使用も考慮する。切羽の岩盤層は脆弱な層もあり、発破箇所からの前方にだけでなく側方にも飛散した。 ・発破対象岩の形状、亀裂等を考慮し発破設計を立て、施工する。 ・点火位置は、発破における岩石の飛散状況を十分に考慮し決定する。 ・事業者は、定められた計画に基づいて、確実に保安教育を実施する。

(2) 消費中の事故のまとめと教訓

ア 事故 NO. 1

トンネル発破における事故である供用中である。使用中である既設のトンネルに向かって実施していく避難連絡坑の発破作業である。避難連絡坑を貫通させるまでに約1 m長の地山を残して発破することを計画していたが、予期せず一部分が貫通し供用側の車線に飛石が発生した。供用側においては車両が通行中であることから、通常の発破作業以上の慎重さが求められる。対策としては、貫通点まで残距離を確実に把握することや、残距離が短くなった段階で早めに機械掘削への切り替えを行うとともに、供用側の防護措置の確実な実施が必要である。

イ 事故 NO. 2

採石場における飛石事故である。現場責任者は直接目視で飛石を確認しようとして被災した。退避場所が発破位置から60 mと近く、防護措置もないことから、退避場所の不適と言わざるを得ない。対策としては、①発火地点から退避場所まで十分な距離を取る。②退避場所はベンチの上方など発破面と同一レベルとしない。③移動式点火ボックス等を使用した防護措置を取る。といったことが必要である。横孔式の発破は、縦孔式と比較して、発破設計や施工の難しさがあると言われている。横孔式の発破においては、より一層の注意が必要であり、できれば縦孔による発破に切り替えて、打掛発破、又は緩め発破とすることが望まれる。

ウ 事故 NO. 3

採石場における飛石事故である。飛距離200 mの飛石が発生し、民家の車両に損傷を与えた。発破設計の観点から検討を行ったが、①穿孔間隔が狭く、原単位が大きい。②法肩からの最小抵抗線が小さい。③秒時差の大きいDS電気雷管を使用していることから、発破時に荷が軽くなり飛石の発生につながりやすい。対策としては、標準的な最小抵抗線にして投げ出し飛石を防護するように発破設計の変更を行い、それを標準化することである。MS電気雷管を使用し、秒時差を小さくすることも有効と思われる。また、適切な発破設計を行うことが重要であるが、自由面が民家の方向に向いていることから、プラスチックマットやプラスチックシートの使用による飛石に対する直接防護についても併せて実施することが必要である。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	259	3.6	11,427	23.2	440	▲ 9.5	27,729	53.0
令和元年度	250	0.8	9,276	▲ 14.5	486	22.1	18,120	6.1
平成30年度	248	21.0	10,851	13.0	398	0.3	17,076	▲ 20.0
平成29年度	205	▲ 11.3	9,601	▲ 15.1	397	▲ 14.4	21,342	▲ 3.0

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

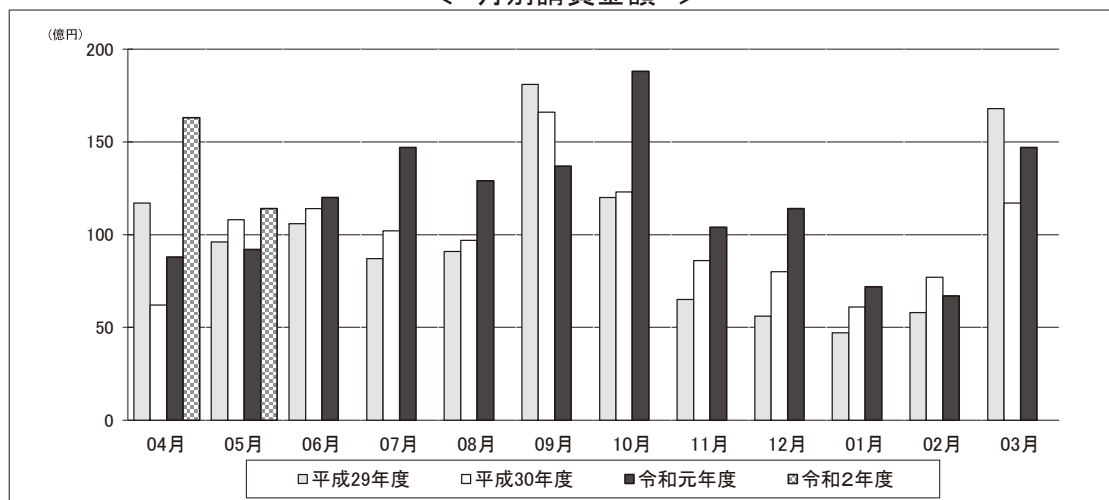
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	47	34.3	4,949	34.9	60	50.0	5,955	47.6
独立行政法人等	2	100.0	333	71.4	6	100.0	444	▲ 50.4
県	55	0.0	2,557	36.3	117	▲ 37.1	8,114	37.3
市町村	155	▲ 1.9	3,586	3.8	257	0.8	13,214	87.8
その他	0	—	0	—	0	—	0	—
計	259	3.6	11,427	23.2	440	▲ 9.5	27,729	53.0

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	49	▲ 5.8	2,911	42.3	79	▲ 3.7	3,673	35.0
日 南	17	▲ 15.0	205	▲ 76.3	32	▲ 30.4	843	▲ 46.8
串 間	15	36.4	380	187.7	19	5.6	1,840	468.3
都 城	23	▲ 42.5	1,335	▲ 46.7	53	▲ 25.4	4,752	4.7
小 林	27	58.8	852	85.0	34	▲ 2.9	949	▲ 23.0
高 岡	11	83.3	436	8.8	16	▲ 36.0	459	▲ 56.5
西 都	14	▲ 26.3	190	▲ 30.5	21	▲ 48.8	4,853	556.5
高 鍋	14	7.7	1,555	529.1	25	13.6	2,179	175.6
日 向	30	▲ 18.9	367	▲ 35.7	64	8.5	3,377	186.1
延 岡	24	4.3	2,092	37.1	45	▲ 15.1	2,843	▲ 6.7
西臼杵	35	191.7	1,099	352.2	52	52.9	1,956	117.3
計	259	3.6	11,427	23.2	440	▲ 9.5	27,729	53.0

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

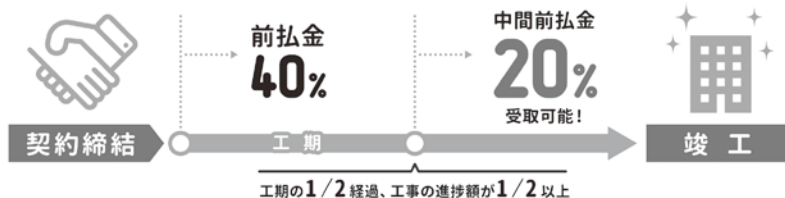
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証

検索

<https://www.wjcs.net/>



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

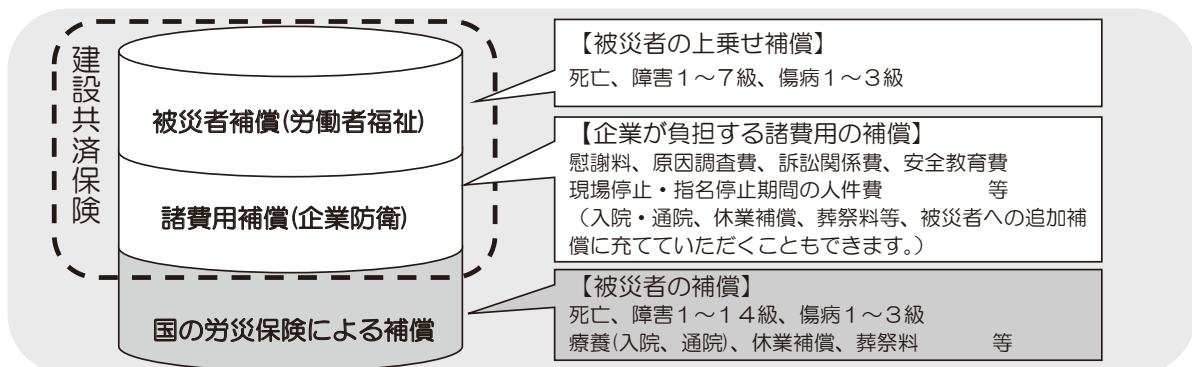
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索